

枚方市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）7 月 2 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部 保健医療課
保健衛生課
保健予防課

(2) 対象事務

令和 5 年度（2023 年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日（月）～令和 6 年（2024 年）7 月 1 日（月）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[保健医療課]

○自殺予防対策事業について

保健医療課では、自殺予防対策に関することを所管しており、自殺に関する相談対応や自殺予防に関する知識の普及啓発等を行っている。

本市における自殺者数は令和 2 年から増加傾向にあるが、本市としても様々な機関等と連携し、生きる支援に関連する取組が行われている。今後も引き続き、令和 6 年 3 月に策定された第 2 期いのち支える行動計画に掲げられた様々な施策を通じ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進するよう要望する。

[保健衛生課]

○専用水道等の安全確保のための取組について

保健衛生課では、水道事業による水道を除く専用水道や簡易専用水道等に係る届出受理及び指導に関する事務を所管している。

専用水道は市内に 35 施設あり、施設設置者には水道技術管理者の設置、水質管理等が水道法で義務付けられ、すべての施設に対して同課の立入検査が行われている。

一方、簡易専用水道は市内に 778 施設あり、施設設置者には 1 年に 1 回以上の法定検

査の受検と受水槽等の清掃が同法で義務付けられており、必要に応じて同課が改善指導を行っているものの、179施設において受検結果が未報告となっている。

安心して市民生活を送る上で、安定した水の供給は欠かすことができないことから、今後未報告施設に対し、休廃止している施設の実態調査を行うなど、同法に基づく受検、報告等の指導を徹底するよう要望する。

〔保健予防課〕

○補助金に係る交付事務について

保健予防課では、結核対策費補助金交付事業、高度医療機器使用患者レスパイト入院費用補助金交付事業、不育症治療費用補助金交付事業等を行っている。流産や死産を繰り返すなどの不育症で悩む夫婦を支援するための不育症治療費用補助金に係る交付事務において、助成の対象となる治療の内容を医師に委ねていることから、医療機関によって「初・再診料」を対象とするかの判断が異なり、助成金額に不均衡が生じている。

今後は、申請者にとって公平で平等な助成制度となるよう要望する。